

「生活を守る」ために緊急に取り組む事項について

指摘	今般緊急に取り組む事項	これまでの主な対応
生活困窮者の支援 ・生活困窮者の支援体制の強化 ・緊急小口資金等の申請の容易化 ・窓口体制の更なる強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者等の支援を強化するため、自立相談支援員の増員など人員体制の強化のほか、電話・メール・SNSの活用による相談対応など非対面を可能とする環境整備を支援する。 ○ 緊急小口資金の貸付をより迅速化するため、オンライン申請を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送申請の原則化 ○ 申請窓口の拡大（社会福祉協議会に加え、労働金庫<13ヶ所>・日本郵政<2,160ヶ所>） ○ YouTube上での制度の紹介や申込書の書き方等の解説 ○ 非課税世帯について償還免除となり得ることの周知
ひとり親	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得のひとり親家庭について、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金（児童扶養手当受給世帯等：5万円（第2子以降は1人につき3万円加算、収入が減少した場合は追加で5万円））を支給する。 ○ ひとり親家庭等の相談支援体制を強化するため、テレビ電話やSNSを活用した相談等の体制整備、各種支援施策の手続き等に関するコールセンターの設置、相談支援機関における感染防止措置の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭が活用可能な支援策の情報をまとめたリーフレットを作成・周知し、きめ細やかな相談対応を実施
住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業・失業等に伴う収入減少により、住まいを失った方やそのおそれのある方に対し、住居確保給付金の支給に加え、新たに、民間団体等によるアパート等への入居支援や定着支援を行う。 ○ 社員寮に引き続き居住できるよう事業主に要請を行う。また、雇止め等にあっても、社員寮に引き続き居住できるよう定期借家契約に切り替えた場合には、住居確保給付金の支給対象となりえることを事業主や自治体に周知する。また、速やかに新たな住まいが確保できるよう、居住支援法人等と連携したアパート等への入居支援や定着支援を行う。 ○ 保護施設、無料低額宿泊所等の多床室の個室化のための改修を行うなど環境改善の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住居確保給付金の支給対象の拡大（最長9ヶ月） ○ 専らアルバイトにより、学費や生活費等を自ら賄っていた学生が、収入要件等を満たせば、住居確保給付金の対象となることを周知 ○ 借り上げホテルの単価見直し（7,000円→9,100円） ○ 無料低額宿泊所等の新規入所者の原則個室利用の通知や感染予防のためのパーテイションの設置などに対する補助を実施
子ども食堂・通いの場・地域の見守り ・感染防止に配慮した支援 ・見守りが必要な方との新しいつながり創出に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの見守り強化アクションプランの一環として、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組への支援を行う。 ○ 感染防止に配慮しつつ、工夫して居場所づくり等を行う事例（屋外プログラムの実施、フードパントリーへの切り替え等）のHP掲載等を通じた横展開を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども食堂における感染拡大防止に向けた対応、活用可能な政府の施策及びこれを活用した柔軟な運営が可能であることを周知 ○ 共同募金による寄付金を活用した、感染症下での子どもの居場所づくり等への支援 ○ 高齢者が居宅で健康を維持するために、工夫して運動することや、対面せずに人と交流する方法等について、自治体の取組例とともに周知 ○ 高齢者向けのご当地体操動画を動画配信サイトで公開
児童虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待やDVに関する相談や、児童養護施設退所者等の相談支援を強化するため、テレビ電話やSNSを活用した相談支援等の体制強化や相談支援機関における感染防止措置の支援を行う。 ○ 子どもの見守り強化アクションプランの一環として、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等の取組への支援【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNS等を活用した児童虐待・DV相談窓口の設置の推進

「生活を守る」ために緊急に取り組む事項について

資料 3

指摘	今般緊急に取り組む事項	これまでの主な対応
心のケア ・感染防止に配慮した相談 ・心のケアのための相談に 有効なSNSの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺防止など心のケアを強化するために、民間団体によるSNSを活用した相談、都道府県等による電話相談等の体制の更なる拡充を行っていくとともに、相談環境の整備のために、在宅でのリモート対応や相談ブースの隔離等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談員の体制強化や電話回線数の増設 ○ SNSを活用した相談体制の整備
学生への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内定を取り消されたり、アルバイト収入を失った学生を、労働局等において非常勤職員として、日本年金機構において有期雇用職員（特定業務契約職員）として、採用し、仕事の場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルバイト収入の減少により生活に困難を抱える学生も、緊急小口資金の貸付を受けることが可能であることを、窓口や大学等に周知
外国人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人労働者の相談支援体制を一層強化するため、離職時の手続き等の情報を、多言語でリーフレット、動画、HP等により分かりやすく周知する。あわせて、外国人労働者向けの窓口や電話相談の体制を充実する。 ○ 生活困窮者自立支援の窓口において、多言語対応のための機器購入、通訳配置等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人労働者や事業主向けに支援策の情報をまとめたリーフレットを14言語と「やさしい日本語」で作成し、厚生労働省HPやSNS等で発信。
オンラインでの就職サポート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域若者サポートステーションについてオンライン等で対人支援を行う者へのノウハウの普及、研修・調査研究等を行う。 ○ 都道府県等の公共職業能力開発施設についてオンラインにより職業訓練を受けられる環境を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域若者サポートステーションのオンラインによる相談の好事例の共有
介護・福祉サービスの確保 ・感染防止に配慮したサービス提供 ・感染症等に対する介護・福祉現場の支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・福祉の現場において、感染防止対策の相談窓口の設置、感染症に係るマニュアルの作成や研修の実施、マスクや消毒液等の備蓄支援など感染症対策を徹底しつつ、ケアマネジャー等によるサービス利用休止中の方への利用再開支援を行う。 ○ 介護・障害福祉事業所に勤務し、利用者と接する職員への慰労金を支給する。 ○ 濃厚接触者等の子どもの対応について、一時保護所や児童養護施設等と医療機関との連携を図るため、看護師等の配置・派遣等を支援する。 ○ 介護労働者等に対するメンタルヘルス支援を強化するため、セルフケアのためのサポートガイドを作成するとともに、専門家による相談支援を実施する。 ○ 新型コロナウィルス感染症の影響により事業規模が縮小等となつた介護・福祉施設に対する福祉医療機構による無利子・無担保の融資枠を拡大（無利子:3,000万円→6,000万円）する（休業等により減収となつた入所施設については、無利子・無担保の融資枠を1億円まで拡大）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスクや消毒液等の確保支援 ○ サービス類型別にケア等の実施に当たっての具体的な留意事項の周知 ○ 留意すべき感染防止策について動画配信サイトで公開 ○ 感染事例が生じた社会福祉施設等への応援職員の派遣・調整の支援 ○ 感染者が発生した事業所等に対する、サービス提供継続のための職員確保費用や消毒の費用などのかかりまし経費の助成